

府中市障害者等地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 10 月 16 日

要綱第 105 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 1 号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 相談支援事業の運営に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の自立支援に関し必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 法第 32 条第 1 項に規定する指定相談支援事業者 3 人以内
- (2) 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者 2 人以内
- (3) 障害者福祉団体の代表 2 人以内
- (4) 多摩府中保健所の職員 1 人
- (5) 特別支援学校の教員 1 人
- (6) 府中公共職業安定所の職員 1 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 5 会議の公開は、府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）及び府中市附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年3月府中市規則第12号）に定めるところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年10月16日から施行する。
- 2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初の委員となった者の任期は、委員の依頼のあった日から平成21年3月31日までとする。